

広報

なまか



2024.3

No.218

※ まちのようす ※

人口	7,248人
男性	3,465人
女性	3,783人
世帯数	3,672戸

(令和6年1月末現在)



第18回あひる駅伝

今月の主な内容

- 議会だより……………P.2～12
- 令和6年度 新規犬の登録と狂犬病予防注射……………P.16～17
- こどもはぐくみ医療費受給者証が変わります……………P.18



- 那賀町ホームページ <https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>
- 那賀町携帯サイト <https://mobile.town.tokushima-naka.lg.jp/>

—— 那賀町ホームページには携帯サイトもあります ——
 携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報
 など主な情報を見ることができますので、ぜひご利用ください。



令和6年

1月定例会議について

令和6年1月定例会議は、1月18日に開催されました。

1月定例会議では、補正予算1件、財産の取得1件が提案されました。議決結果は次のとおりです。

◆ 議案及び議決結果一覧表 ◆

議案番号	議案名	議員	議決結果
議案第1号	令和5年度那賀町一般会計補正予算（第8号）について ◎201,472千円追加し、総額12,078,776千円とする。	全会一致	原案可決
議案第2号	財産の取得について（公共事業用地桜谷地区）	全会一致	原案可決

～議会文書質問通告書と回答について～

（質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。）

令和6年1月11日、野口 穂議員から那賀町理事者あてに、那賀町議会基本条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月23日回答がありました。

質問内容と回答は次のとおりです。

質問事項	質問要旨
相生地区の地籍調査実施状況	雄7地区（中津）は測量から送込みまで約6年を要しており、相生地区の地籍調査は調査開始から送込みまで長い年月と思われる。また、雄1区の圃場整備地の送込みが終わったのか、雄4区の送込み準備はどうなっているか等、相生地区の地籍調査工程に疑問があるので、相生地区の地籍調査開始年度、地区名、県・町の検査年月日及び送込み年月日について、平成22年以降分を求める。

回答内容

No	調査開始年度	地区名	検査年月日 ^{*1}		認証年月日	送込年月日	備考 ^{*2}
			町	県			
1	H22	雄1	H24.2.20	H24.3.23	H25.2.4	H28.10.13	○
2	H23	雄2	H25.2.15	H25.3.26	H26.2.3	H28.4.28	
3	H23	延野4	H24.12.25	H25.3.26	H26.2.3	H27.9.10	
4	H24	雄3	H26.2.13	H26.3.18	H27.2.27	H28.1.25	
5	H25	延野5	H26.12.18	H27.1.27	H27.12.1	H31.1.8	○
6	H25	雄4	H26.12.18	H27.1.27	H27.12.1		○
7	H25	雄5	H26.12.18	H27.1.27	H27.11.18	H29.4.26	
8	H26	雄6	H28.2.19	H28.2.24	H28.12.8	H30.7.20	○
9	H26	竹ヶ谷1	H27.12.24	H28.2.24	H28.12.8	R1.9.27	
10	H27	竹ヶ谷2	H29.2.28	H29.3.14	H30.2.21	R2.5.26	
11	H27	延野6	H30.2.26	H30.3.14	R1.10.28	R2.8.27	
12	H27	竹ヶ谷3	R2.3.3	R2.3.17	R4.3.3	R4.5.31	
13	H28	築ノ上1	H30.2.26	H30.3.14	R1.10.28	R3.1.7	○
14	H29	雄7	R3.3.16	R3.3.23	R5.2.6		
15	H30	鉢	R5.3.10	R5.3.22			
16	R1	築ノ上2	R5.3.10	R5.3.22			
17	R3	谷内1					
18	R3	築ノ上3	R5.3.10	R5.3.22			○
19	R5	横石1					

※1 H工程の検査年月日を記載

※2 ○：区域内で国土調査法第19条5項を受けていない圃場整備地の該当地区

令和6年1月定例会議並びに会議の開催状況について

日付	会議名	会議内容
1月18日	1月定例会議	開議
		会議録署名議員の指名
		議案等の説明・質疑・討論・採決
		散会
1月19日	医療体制特別委員会	前回の会議で話し合われた病院設置基準について、行政からの回答
		那賀町の医療計画骨子について
		報告事項
1月19日	島根県浜田市議会 議会改革推進特別委員会 視察受入れ	議会改革の取組について
		質疑・応答
1月20日	議会改革特別委員会	令和6年成人式アンケートの結果について
		その他
	全員協議会	徳島県南部総合県民局県土整備部（那賀庁舎）、徳島県県土整備部からの説明 【一般国道193号 海川谷工区】整備効果の早期発現に向けた事業計画の見直しについて
		理事者側からの報告事項について
		議会改革特別委員会報告事項について
		医療体制特別委員会報告事項について
		研修、視察等に関するプロジェクトチームの確認について
		質問状（ラジオ難聴地域解消を求める陳情）について
		議員定数、議員報酬について
		その他
1月23日	広島県廿日市市議会 会派 無会派の会 視察受入れ	山のおもちゃ美術館、町産木材利用、木育推進の取組について
		質疑・応答



島根県浜田市議会
視察受入れ



徳島県南部総合県民局県土整備部（那賀庁舎）、徳島県県土整備部からの説明



広島県廿日市市議会
視察受入れ

那賀町議会モニター募集



那賀町議会では、町民の皆様からのご意見・ご提言などを幅広くお聴きし、議会運営に反映させるため、「議会モニター」を募集いたします。

本会議や委員会を傍聴または視聴されてのご意見・ご提言のほか、議会の広報・ホームページに関するご意見・ご提言などを文書によりご提出いただき、年1回の議員との意見交換を行っていただきたいと思います。

この取り組みは、平成29年11月1日から施行した『那賀町議会基本条例』に規定したもので、議会の活性化の取り組みの一つとなります。

- 応募資格**
- ①18歳以上の町民の方（町職員を除く）
 - ②町議会の仕組みや運営に関心がある方
 - ③町政や地域社会の発展に関心がある方

募集人数 10名以内（無償）

※ただし、会議の傍聴や意見交換会にご出席の場合は、交通費相当額をお支払いいたします。

任期 令和6年5月～令和8年3月（2年間）

募集期限 令和6年3月29日（金）

申込方法 申込書に住所・氏名・年齢・職業・応募理由をご記入の上、議会局に持参・郵送・FAX・電子メールでお申し込みください。

※申込書はホームページから入手していただくか、ご連絡いただいた方にお送りさせていただきます。

選考方法 書類選考のうえ決定し、結果は応募者全員に通知いたします。

お問合せ先 那賀町議会局（〒771-5295 那賀町和食郷字南川104番地1）

電話：0884-62-1187 FAX：0884-62-1177 Eメール：gikai@naka.i-tokushima.jp



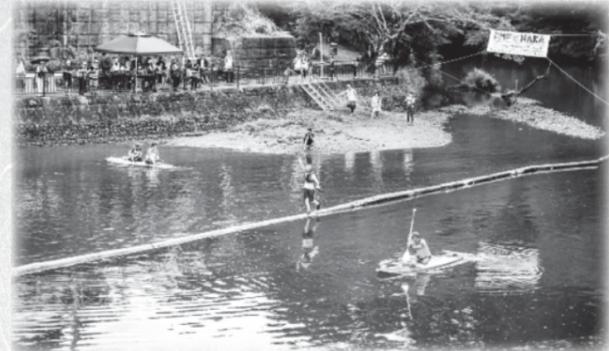
業務内容

- ①議会の本会議・委員会を傍聴または視聴し、運営に関する意見・提言
- ②議会の広報やホームページに関する意見・提言
- ③議長が依頼した議会の運営に関する調査事項の回答
- ④議員との意見交換など



受賞 令和5年度 とくしま共生社会づくり表彰 きらめき賞 受賞 ドローイングメモリアルフェスティバル実行委員会

町内の団体が連携し、ドローンを活用した体験イベントや「那賀木頭杉丸太走り大会」の開催、川口ダム湖畔の清掃美化活動の実施など、那賀町での地域おこし活動が認められ、受賞されました。



令和5年度 那賀町議会議員視察研修報告書

日時：令和5年11月8日（水）～令和5年11月10日（金）3日間

研修地：滋賀県大津市 全国市町村国際文化研修所

研修名：令和5年度 市町村議員研修「1年目議員のために」／参加議員：亀井 伸幸、重 陵加

考察

本研修では、現行の自治制度における議会の位置づけや役割などの制度上の基本的事項、地方議員の権能や制約、留意すべきことなどについて、講義だけでなく意見交換・発表などを交えて理解を深めた。また、今日の地方議会の課題を認識し、今後を展望した地方議会の活性化や議会での答弁の在り方、他の参加者からの意見、町民の方たちへの情報発信の在り方などを学んだ。今までボンヤリしていた部分がかかなり明確になったと共に、同じ志を持った仲間と、地元での活動や悩みについて交流会で共有できたことも大変良かった。お互いに驚くようなそれぞれの議会での違いもあり、ヒヤヒヤするようなエピソードも満載で、とても良い出逢いとなった。

3日間の研修で、私は一番2日目の本橋謙治氏の講義が特に興味深く、受け身だけの講義とは違い、グループワークや発表などがあって、とても有意義な研修となった。あまり大きくない規模の地方自治体の議員同士で、政務調査費の有無からその運用の違い、報酬の差、悩みなど、沢山の意見交換にもなった。今回学んだことや研修を通して築いたネットワークを存分に活用し、今後の議会活動に活かしていく所存です。

那賀町議会議員 亀井 伸幸

市町村議会議員研修「1年目議員のために」の議員研修を受け、議員は、行政の監視役であることが最大の役目であると理解した。二代表制については、これが日本の地方自治、ひいては民主主義の根幹をなす仕組みであることがおさげられた。また、地方自治法、そして憲法が、議員が議員たる根拠であるということもわかった。これらをしっかりと軸に持って、これからの議員活動を行っていききたいという気持ちを強く持った。

議員は、法律に根拠をもって行動しなければならない。ただし法律家（弁護士や裁判官）とは役目が違う。政治とは、この国あるいは自治体の未来を描く仕事であって、実務を行う行政に対し、修正すべきところは修正し、足りない情報を補い、必要があれば立法し（条例を提案し）、よりよい国づくりまちづくりを誠実に目指す営みである。民主主義の利器を私たちはすでに得ているのだから、これを十分に使いこなさなければならない。そのためには多方面にわたってますます勉強する必要がある。

ほかの自治体の議員との交流では、逆に自分の議会の公開度や改革度が伺えて大変興味深かった。那賀町議会のこれまでの歴代の先輩議員たちの議会改革の取組のおかげで、土壌が耕されたところに議員活動をスタートできた幸運を認識した。小さな町の小さな議会といえども大変画期的な取り組みをしているのだと、自信を持つことができた。

那賀町議会議員 重 陵加

日時：令和5年11月18日（土）

研修地：大阪府大阪市 OMM Aホール／参加議員：高木 健多

考察

大阪にて、林業従事者確保のため、全国森林組合連合会が主催する林業ガイダンスに参加した。都心部で、林業にどれほど興味を持っている人がいるのか、また参加している地域との情報交換を目的とする。

この度の議員派遣は、現役林業従事者の那賀町代表としても参加し、林業ガイダンス徳島県ブースにて対応したが、参加者の少なさに憤りを感じた。人の多い都心部で、林業や田舎移住に興味を持っている人が以前より少なくなってきているのは理解していたが、那賀町の林業繁栄のためにも今後の対策が急がれる。また、他地域の担当者も四苦八苦されているようで、林業だけでは田舎に人を呼び込むのは無理だと考えているようである。那賀町でも、「移住者を呼び込むための職業選択肢の一つとして林業を」と考えるべきであり、全体的な移住を検討してもらうための住まいと、仕事のバリエーションを拡充しなくてはならないと考える。

那賀町議会議員 高木 健多

那賀町議会からお知らせ

一般質問から

令和5年12月定例会議

主な質問とこれに対する長や関係課等の答弁の要旨は次のとおりです。

一般質問をすぐに視聴したい方は、議会議中継又は議会後に放送される録画放送を御覧ください。



那賀町議会

ホームページアドレス <https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/gikai/>



前田 貞好 議員

新居新副町長の「意気込み」 について

Q 副町長就任の決意を尋ねる。また、那賀町の課題解決のため、自身のモチベーションを上げるよう実施していることは何か。

新居宏副町長

A 町長や総務課長、各課長の大変さは理解しており、その負担を軽減し課題の解決に取り組みたい。座右の銘は「面白きこともなき世を面白く」であり、どうせ同じことをするなら前向きにしようと思っている。相手の気持ちを押さえて一生懸命に取り組むことで信頼が得られるようにがんばりたい。

子どもクラブの推進について

Q 一昨年の「子どもクラブ」事件後、この反省を生かした推進計画、現在の登録児童及び管理員数、管理員不足解消施策、研修の予定等について伺う。また、国の新・放課後子ども総合プランには「小学校内で実施することを旨とする」とあるが、運営場所が小学校から離れているところがある



田村 信幸 議員

那賀町GIGAスクールの ロードマップの取組の現状 と課題について

Q 視察先の新宿区立小学校でGIGAスクールのロードマップづくりやカリキュラムマネジメントの研修を受けた。本町が進めているワーキンググループ、スクールサポーター、ICT支援員の取組の現状と今後の方策は。また、副業人材活用の連携協定締結の経緯と今後期待することは何か。教育会にカリキュラムマネジメントの取組を依頼されているかどうか。

高岡勇人教育次長

A スクールサポーターには、アカウントの管理や共有サイト、システム面の情報提供などを、ICT支援員には学校現場において端末、システムの操作や修正作業に即時対応をお願いしている。新たな外部アドバイザーからは、授業支援アプリの活用など情報提供をいただいている。今後は、端末機器更新等についても、学校現場と協議し導入を進めたい。

理由は、小学校内併設のメリットを検討することは可能か。

高岡勇人教育次長

A 管理員不足を解消するため、ハローワークへの求人募集など新たに取組んでいるが、十分な確保はできていない状況だ。引き続き募集を続けていきたい。また、4地区合同の研修会を開催し、管理員の育成に努めたい。開催場所については、引き続き隣接する体育館を使用する考えであるが、空き教室の状況など確認し、関係機関と検討したい。

働きやすい職場の整備について

Q 役場や病院、クリーンセンターで働く方々がISO、SDGs等働きやすい職場づくりを実施していることがあれば、伺いたい。労働安全衛生法に関わる那賀町の組織体制推進のために実施していることは。特にカウセンリングの体制構築を願う。

葛木幸男総務課長

A 働きやすい職場となるための施策として、行政改革推進委員会を月1回開催し、様々なテーマにおいて検討協議を行っている。また、安全衛生委員会規程に基づき、10人の委員で構成する安全衛生委員会を設置し、職員の安全及び衛生等について調査、審議することとしている。

岡川雅裕教育長

A ICT支援員と新しいアドバイザーを加えたGIGAワーキンググループで検討会をしてカリキュラムマネジメントを考えたい。

那賀町みらい創造プロジェクトから出された「那賀町活性化策」提言を具体化するための組織づくりや課題について

Q 那賀町活性化策の提言が出され、自動運転車両の運行案をはじめ夢のあるプランもあるが、具現化策について、組織づくりや法的な課題、国・県との調整等含め伺う。町長が所信で述べている事業に向けた議員や住民からの意見聴取の方法や、原案として出す仕組みづくりをどのように考えているのか。

三好俊明みらいデジタル課長

A 活性化策については、住民の代表者で構成される会議で報告・確認を行い、各担当部署において交付金を申請・活用し予算化の上、関連法の適合する範囲で実施する予定である。

橋本浩志町長

A 町職員が所管課を越えて様々な企画立案を行っていることは先の全員協議会でも報告させていただいた。今後については、担当課長が説明

新居宏副町長

A 課長クラスの人事評価期首面談を実施。また、認定こども園や消防署については各施設にお伺いし、園長や消防職員のヒアリングを行った。

那賀町町政20周年記念行事について

Q 合併後、18年が経過。町政20周年に向け、記念行事のプロジェクトチームの立ち上げ、推進予定があれば伺う。那賀町のキャップ、Tシャツ等のグッズ販売や、「那賀町の歌」を作り町民へ配布してはどうか。住み続けたい町にするため、町民が達成感や満足感を得られる施策が必要と思うが、どうか。

葛木幸男総務課長

A 町政20周年記念行事については、実施の方向で今後検討を行う。町の歌、グッズ等の作成についても、どうするかを含め検討しながら進めていきたい。

橋本浩志町長

A 「町民の方を大切に」という思いで事業を実施している。「那賀町って良いね」という思いを町民の方、また那賀町に來られた方に思っていただけのように取組を進めていく。

したとおり住民団体等から意見を伺うとともに、職員による協議も引き続き実施し、担当課と併せて知恵を出していく。

コロナ5類移行後の患者数とワクチン接種の状況や、今後のワクチン接種の動向及び高齢者に向けての日常の留意点について

Q 9月以降、高齢者を中心に7回目ワクチン接種が実施されているが、現状はいかに。新聞報道等しており、今後自己負担が必要になった場合、町はどのように安全・安心を担保していくのか。

大内仁新型コロナウイルス感染症対策室長

A 12月現在、高齢者で接種券送付者数の約70%が接種している。来年度からインフルエンザと同様に高齢者等は定期接種となり一部自己負担になる。接種は年1回秋から冬の期間。65歳未満は全額自己負担。費用が分かり次第、関係機関で協議し接種しやすい方法を考えていく。

橋本浩志町長

A 那賀町は高齢者の方が多いことから、今後ワクチン接種費用しやすい体制を検討する。



野口 穂 議員

雄地籍調査の監査では、圃場整備地全部が国調法19条5項に指定、実際19条5項に未指定があったが、未指定地があることを何時・誰が分かったのかについて

Q 雄の圃場整備地が19条5項に指定されていないことがいつ、どこでどのようにして判明したのか。平成22年19条5項指定実績表中にある、雄1と雄4の面積の違い。指定されていないと思われる圃場整備地の筆数は。もし誤っていればお金の返還も考えられるため、再度御確認いただきたい。

下内孝浩にぎわい推進課長

A 当該地区における指定地、未指定地の存在が確認されたのは平成25年度調査事業着手時であると考えられる。未指定地の筆数、面積については再度確認させていただく。

国調法19条5項指定の復元測量を行っているが、これは必要であったのか。また、19条5項に未指定圃場整備地の世界測地系への変換はどこの行ったのかについて

Q 登記が終わっている土地になぜ再度復元測量、精度確認をする必要があったのか。県や指導方針では「精度のいい測量をした場合は19条5項指定しなさい」との文書があるが、驚敷地区の輪中堤も同様に指定申請をしているのか。

下内孝浩にぎわい推進課長

A 当該地区の地元地権者において再調査の希望があったことによる確認測量で実施したものと認識している。また、19条5項の指定申請については事業実施機関の対応となるため、当方では確認できていないが、登記されるものであるものならば後日、地籍システムにも反映されるものと考えている。

国調法19条5項指定地の所在番地を整備・保管部署はどこのつかについて

Q 最初にした質問の土地の番地、筆が分かる書類は、25年当時、本課又は支所のどこにあったのか。



亀井伸幸 議員

那賀町山のおもちゃ美術館における気象警報発令時の対応について

Q 木のおもちゃ美術館及び県外の発令時の対応にどのような違いがあるのか。那賀町山のおもちゃ美術館管理規則では「あらかじめ町長の承認を受けて、臨時休館することができるとあるが、8月時点でスタッフには認知されていなかった。対応マニュアルを含め、指定管理者と連携共有されているのか。

高岡栄作林業振興課長

A 気象警報発令時の臨時休館等の判断については、徳島県は基準を設けて判断しているが、那賀町では基準はないが指定管理者と協議し判断をしている。今後は、基準を設けて指定管理者と連携共有し、臨時休館等の判断をする方向で検討したい。

下内孝浩にぎわい推進課長

A 25年度当時の地籍調査業務が行われた中で、業者を介して一部そういった土地の箇所があることは支所を通じて本課でも分かったのではないかと考える。

監査結果では主観を用いているが、倫理規範「客観的な立場で公正不偏の態度を保持」に逸脱していると思われるが、町長の本監査結果に対する対応について

Q 倫理規範（監査基準）には、「客観的な立場で公正不偏の態度保持」ということが明確に示されているが、町長からの要求にかかる監査結果報告書に「推論」、「漠然的に信ぴょう性に欠ける」「監査委員の心証を元」と記載されており、主観を用いていると思われる。この監査結果について町長はこのままでよいと思われるか。

新居宏副町長

A 住民監査請求時には私の意見は述べさせていただき、監査結果に対して私の立場としては不服はあるが、監査委員が出された結果に対して私から申し上げることはない。

那賀町の指定避難所の見直し及び自主防災活動の推進について

Q 8月時点でおもちゃ美術館は、前身のふるさと交流館に引き続き相生地区の指定避難所になっているが、現況は、地域住民や指定管理者の意向確認を含め、今後どう対応されるのか。町全域で老朽化又は耐震基準を満たさない指定避難所が見受けられる。早期に全域的な見直しに着手すべきだが、今後の方針は、町内自主防災組織123地区の中には、人口や世帯数の減少により組織の維持存続すら厳しい地区もあるが、各自主防災組織の維持や、事務作業に対する支援はされているのか。町内各団体、民間事業者等が連携し、地区ごとなど、小規模の自主防災活動を推進されてはどうか。

根本屋彰文防災課長

A 「相生ふるさと交流館」の施設としては廃止されているので、令和5年9月1日付けで指定避難所の指定取消しをしている。避難所については地域単位で具体的な想定の下、開設や運営を含めた詳細な見直しが必要である。旧町村単位での合同訓練などを実施し、平時から行政と自主防災会の間で災害時のイメージや役割分担を共有しておくことが重要である。

監査結果で「終了検査で本課担当が、測量未実施に気付かなかつたのは「重大な失敗」と指摘しているが」未実施を報告しなかったことが重大な責任を有するのではないかについて。監査結果から、上司の責任は担当者よりも軽いのか、通常の組織は上に行くほど責任は重い、那賀町は一般常識と異なるのかについて

Q 監査結果への監査委員の対応、そして部下の責任についての判断基準をどうお考えか。

新居宏副町長

A 部下に責任があるのであれば当然上司にも同等の責任があると思っっている。ただし、課長については掌握する範囲が広く詳細まで把握できない場合もあり、基準で判断するのは難しい。この件に関しては、課長にも同等の責任があると思っっている。

9月一般質問で国道から助蔭への重要通路である助大橋の不測事態対処における、町長の方針について

Q 助大橋が台風等で使えなくなつた場合、荒天時ダムでボートで運転する人がいるとは思えないが、事故に対する責任の所在や、ボートの配

(仮称)相生地域交流センターについて

Q 相生地域交流センターの構造や配置、機能等の概要及び今後の予定について伺う。またこの決定に係る住民との協議はされたのか。結果はどのように反映されたのか伺う。より愛され、親しまれる拠点施設にするため、町民の方から施設愛称を募集されてはいかがか。

阿部慎太郎相生支所長

A 鉄骨2階建て構造、延床面積1,000平方メートル程度で大・小会議室、調理室、コワーキングスペースなどを整備する。このほか、細部まで住民代表者との協議を繰り返し、その意向を設計に反映している。議員提案の施設の愛称募集については今後検討する。

延野ミニ公園の公衆トイレについて

Q 延野ミニ公園の公衆トイレが老朽化しており、以前から住民より改善の要望もあるが、行政は現状を把握されているのか。バリアフリーといった多機能性、プライバシーに配慮した清潔感のあるトイレが望まれている。また、防災トイレとしての機能や将来の撤去解体、様々な視点から設置されることが地域住民の願いであるが、行政の方針はいかに。

備、船舶免許保持者の把握など、住民から様々な疑問が寄せられた。そのような事態に陥ったとき、どのように対処されるのか。

橋本浩志町長

A 9月議会で木頭支所長からも答弁させていただいたが、助大橋が使えなくなつたとき、海川口への林道の計画もある時間がかかる。ヘリボート、ボート、また他の方法も含め、住民の方に意見を伺い、早期に出来ることを考える。

行政公文書で文中に過誤を発見した場合、遡って修正するのか、又は現時点で修正するのかについて

Q 町作成の過去の行政公文書で明らかかな間違い、又はその恐れが大きく、かつ町民生活や職員の身分に影響する語句等が発見された場合、どのように処置するのか。修正できるものなのか。また、R5/4/17全協で配布された、当時の町長からの文書も正式な行政文書になるのか。

葛木幸男総務課長

A 行政公文書の作成は十分審議の上作成しており、本来過誤等は発生しないものと考えている。異議申立てを設けている場合には、その手続に沿った対応を行うことはある。

阿部慎太郎相生支所長

A 老朽化等の現状は把握しているが、今年度は倒壊の危険性があつた同公園内の東屋修繕を優先した。今後、相生管内要望における優先度を精査し、利用者ニーズを踏まえた上で関係部署に要望していく。



柏木 岳 議員

大統領制下の地方議会で、首長と議会は車の歯車という表現は正しいかについて

Q 人口減が進む那賀町において、議会と行政は「共創」、場合により「競争」、この2点でもって自らの能力を発揮していかなければならない。ある学者による「地方議会の大半は八百長と学芸会」との表現、また、よく言われる「首長と議会は車の両輪」について、慣習や政治力学も踏まえ、町長はこれらの言葉をどう受け止められるか。

橋本浩志町長

A 「地方議会の大半は八百長と学芸会」の真意、意図をとる質問ですが、私個人は地方議会が「八百長、学芸会」との思いはないので、答えか

ねる。また「首長と議会は車の両輪」と言われていることについては、議員側と理事者側がしっかり議論し、政策を前に進めることが重要だという認識である。

橋本町長は、議会が緩いほうがいいのか、厳しくチェックしてくれるほうがいいのかについて

Q 片山善博前鳥取県知事は就任時の所信で、「私は「町政」に対する議員各位の率直で忌憚のない意見と判断を求める。私が議会に諮る案件について、「町民」の意思がほかのところにあるとすれば、ためらうことなく修正を加えてほしい。また私が諮らない案件も、「町民」の意向を踏まえて必要があれば、議員各位の発議により条例の制定などに取り組むことを望む」と述べた。町長からこう発言いただくと議会はよりやる気になると思うが、どうか。町長の変化が改革議会をさらに強くし、町を変えたい。

橋本浩志町長

A 那賀町議員や県会議員において諦めムードの議員はいないと私は思っている。事業を執行する上で「町民の声」「現場の声」が一番重要だと思つて政策立案に取り組んでおり、職員も同様に取り組んでいる。

ていく。

農業支援について

Q 肥料等農業資材が高騰しているが、農業経営を守るため、町としてどういった支援策を考えているのか。耕作放棄地が増えている中、実際に耕作されている方に残ってもらえるように直接支援をしていただきたい。

岡久讓二農業振興課長

A 例えば労働生産性の向上を目指すした生産農家の方々に対する農業用機械等設備に係る導入支援等により産地生産力の維持強化に努めることが地域農業の持続化を図っていくことにおいて重要であると考えている。

橋本浩志町長

A 農業を継続していくことは耕地を守っていくことにつながっていく。10月には大阪や神戸の花弁市場にも視察に伺い、関係者と意見交換した。今後も那賀町として農業をしっかり支援していく。

農地災害復旧事業について

Q 農地災害復旧事業において、農地の傾斜等により国の補助限度額が工事費に対し割合が少ない場合、個人負担が多くなり、復旧を諦めてしまふ場合がある。個人負担軽減のため町単独の補助制度を作る考えはないか。また補助率の増高申請とは、激甚

仁宇・阿井・百合地区の堤防工事に住民は納得しているかについて

Q 阿井地区の河川改修事業の際、説明会で住民の方から厳しい声が出たと聞いたが、住民は納得されているのか。公共事業に伴う私有財産の価値下落、計画に入らない箇所の対処は基礎自治体が補うべきと思うが、どうか。

根本屋彰文防災課長

A 県事業ではあるが、町にも様々な御意見をいただいている。那賀町に甚大な浸水被害があった平成26年と同規模の出水があつても床上浸水となる家屋をなくすというのが整備方針である。今後、計画内はもちろん計画外の住民にも丁寧な説明が必要であると考えている。

すこやか子育て課長の子育て施策に付加して最も必要なものは何かについて

Q すこやか子育て課長は全国類似施策等政策分析、立案、実行において本当に優秀である。子育てをする上で町が愛情を持って雰囲気づくりをしないと若い人に子供を産む選択してもらえないと思うが、考えつくものはあるか。

災害を指すのか。今回、その増高申請をされるのか。委員会では補助制度について「検討していきたい」との返答があつたが、どうか。

岡久讓二農業振興課長

A 農地災害復旧事業に関する目的等については、暫定法によって定められており、実質的には補助率の増高として基本補助率よりも高い補助率が適用されている。また、そうした補助の残額についても地方債が充当されていることもあり、自己負担部分についての補助等は現時点において考えていない。

橋本浩志町長

A 農業、農地（耕地）を守るのことは重要だと思つており、現場の声をしっかり聞き、政策に反映したい。また花の市場にも視察に行き、色々と生産地の重要さも伺った。どのような支援策がいいか、担当課と一緒にしっかりと生産者の話を伺い検討する。



藤長すこやか子育て課長

A 当課の政策に「愛情が足りない」との御指摘であるが、具体的にどういったことなのかイメージできないので、回答しかねる。

住民の生命を守ることが行政の最大の使命であることについて

Q 上那賀病院があつた平成29年までは救急車の搬送時間が下流の消防署から54.7分、上流出張所から約70分だったのに対し、病院の救急体制が縮小されてから66分と92分になり、遅くなっている。行政が町民の生命と財産を守る点で後退している現状について、町長から意見を伺いたい。

橋本浩志町長

A 町長に就任したのが4月であり、救急が中止になったのはそれ以前のことであるが、町長に就任当初から上那賀病院長とも「救急」の再開について話し合っている。そのため医師、看護師確保についても、様々な方面へ働きかけを行っている。今後においても安全・安心に向けてしっかり行う。



重 陵加 議員

命に直結する生活用水の確保、特に飲料水供給施設について

Q 簡易水道供給区域以外の世帯数、人口の何%に当たるか。その方々の生活用水確保状況の把握はどこがされているのか。飲料水供給施設の新設、修繕等に関する補助制度の現状は。個人での水道管理に対する補助制度、他自治体の先進事例を参考に検討してはどうか。

北谷禎文環境課長

A 現在の簡易水道以外の飲料水供給施設は、497世帯、951人で約13%、個人又は共同の水道施設が621世帯、1,174人で約16%。状況は、毎年5月頃に確認している。施設の新設や修繕等は、町の補助金制度を利用することになるが、大規模なものについては、計画的に行うことになる。補助制度の見直しも必要と考えている。

国民健康保険の一部負担金減免制度創設について

Q 9月議会の一部負担金の減免について紹介したが、調査結果は。基準を拡大している自治体を参考に、町として一部負担金の減免制度を作るべきだと思うが、どうか。県が財政運営の主体であり、今後保険料の水準が統一される方針とのことだが、自治体個々の施策は可能ではないか。現在県内2番目に保険料が低い那賀町は統一により引き上げられると思われるが、どのように対応する予定なのか。

西村俊克税務保険課長

A 現在基準を設けていないが、国の基準に合致していれば当然減免対象となるものである。一部負担金の減免は、その財源は保険税であることから、公平性の観点から慎重に考えたい。保険料水準統一を踏まえ、県及び他市町村と検討を重ねる。

橋本浩志町長

A 国保制度の今後については、統一の方向性で検討されており、那賀町の状況を各方面にしっかり伝え

那賀町のシンボルとされる木頭ゆずの放任状況について

Q 木頭ゆずは町内の農業生産中どれくらいの割合を占めているのか。そのうち、放任されているものについて、例えば「適正管理」「やや放任」「放任」として把握していればその割合を伺う。

岡久讓二農業振興課長

A 那賀町における木頭ゆず栽培面積については、約15ヘクタールとされており、またその適正管理、放任状況等については把握できていないが、耕作放棄地等復元の見込めない農地は約47.5ヘクタールと認識している。

那賀町ブランドについて

Q 博報堂と地域活性化包括連携協議会を結んでいるみらい創造プロジェクトの「ブランド推進広報」委員会における、「ブランド」とは観光、あるいは観光資源のことなのか。

三好俊明みらいデジタル課長

A 移住定住・交流関係人口増加施策を企画するに当たり、那賀町を町内外の方に好きになってもらうための中心的な考え方（ブランドインダグ・コア・アイデア）を「まち丸ごと、大自然テーマパーク」としており、各施策にも紐づけている。



3月は自殺対策の強化月間です

悩みで心が傷ついて病気になってしまうことは、誰でもおこりえることです。悩んだ時に一人で抱え込まず、誰かにSOSを出すことは大切なことです。また、体の病気と同じように、こころの不調に気がついたら早めに病院で治療を受けることも回復を早めます。でも、自分では症状に気づきにくいことがあるため、家族や周りの方が症状、行動、以前と違った様子などをキャッチし、早めに専門機関に相談するよう声かけすることも自殺予防の有効な手段の一つだと言われています。ひとりで抱え込まず、まず相談してみませんか？

ひとりで
悩まないで。
相談してみませんか。
気軽に相談して
ください。

町内の相談ダイヤル

相談内容	相談機関	電話番号	 【相談時間帯】 土・日・祝日 年末年始を除く 8:30~17:15
健康のこと、心の相談	那賀町保健センター	0884-62-3892	
高齢者の相談 介護保険に関する相談	那賀町地域包括支援センター	0884-62-3901	
介護保険・福祉に関する相談	保健医療福祉課	0884-62-1141	
生活資金貸付等	那賀町社会福祉協議会	0884-64-0026	
その他	那賀町役場	0884-62-1121	
	住民課(本庁)	0884-62-1194	
	上那賀支所	0884-66-0111	
	木沢支所	0884-65-2111	
	木頭支所	0884-68-2311	

町外の相談ダイヤル

相談内容	相談機関	電話番号	相談時間帯
こころの相談 心の健康 アルコール・閉じこもり	阿南保健所	0884-28-9878	* 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
	徳島県精神保健福祉センター	088-602-8911	* 9:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
自殺予防	いのちの希望 (旧いのちの電話)	088-623-0444	* 10:00~23:30 (年末年始を除く)
	いのちの希望 (メール相談)	* https://www.inochinokibou.or.jp/ ホームページの相談フォームへ入力	
女性の相談	女性の悩み110番	0884-24-7110	
	配偶者暴力相談センター	0884-24-7115	* 24時間受け付け (夜間17:00~翌朝9:00、土・日・祝日・ 年末年始はコールセンターが対応) #8088 (共通相談ダイヤル)
	徳島県性暴力被害者支援センター (よりそいの樹とくしま)	0884-23-5111	* 24時間受け付け (夜間17:00~翌朝9:00、土・日・祝日・ 年末年始はコールセンターが対応)
高齢者の相談	徳島県認知症コールセンター	088-678-4707	* 10:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
家庭児童福祉に関する相談	徳島県子ども女性相談センター (南部)	0884-22-7130	* 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) 児童虐待の通告は24時間
子どもの相談 (発達・虐待)	子ども何でもダイヤル	088-635-0303	* 13:00~18:00 (年末年始を除く)
発達障害に関する相談	ハナミズキ (発達障がい者総合支援センター)	0885-34-9001	* 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)
いじめの問題	いじめほっとライン (県警)	088-623-7324	* 24時間受付
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	* 24時間受付
若者就労支援	とくしま地域若者サポートステーション	088-602-0553	* 10:00~18:00 (月~金)、 10:00~17:00 (土) (日・祝日・年末年始・お盆を除く)
生活保護の相談	南部総合県民局保健福祉環境部	0884-74-7361	* 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
消費生活相談 買い物トラブル	徳島県消費者情報センター	088-623-0110	* 9:00~18:00 (月~金) 9:00~16:00 (土・日) (水・祝日・年末年始を除く) ※来所相談は10:00~
法律相談 (債務等)	法テラス徳島 (予約制)	050-3383-5575	* 必ず予約受付

* 徳島県「ひとりで悩まないでSOSダイヤル」より抜粋

米軍機の低空飛行について

Q 那賀町内で確認されている米軍機の低空飛行に対し、危険性は認識されているのか。

根本屋彰文防災課長

A 11月29日に鹿児島県屋久島沖でオスプレイの墜落事故があったところであり、飛行訓練の危険性は当然認識している。町でできる現実的な対応は、騒音情報や目撃情報を収集し、県や関係市町と連携して訓練の中止などの要請活動を継続していくことだと考える。



環境課からのお願いです

集落排水施設・単独及び合併浄化槽・汲取り槽をご利用の皆様へ トイレ等に異物を流さないようお願いします!!

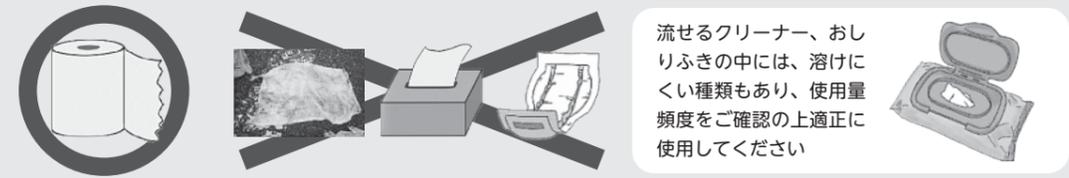
異物が流れ込むと、自宅トイレ内や排水管、集落排水施設までの排水管路内や道路内のマンホールポンプで停滞・詰まりが発生し、流れなくなります。また、集落排水施設や衛生センターの設備機器の故障の原因になります。汲み取り式便所の場合は固形化し汲み取りができなくなる場合もあります。

自宅、配管内や集落排水管内等で、詰まりが発生した場合や、道路内マンホールポンプで異物が混入し故障すると、汚水がマンホールから漏れ出すとともに、接続されている家庭のトイレや洗面所、キッチン等からも汚水の逆流が起こる場合もあります。

復旧作業は現地で行わなければならない、マンホールの位置によっては車両の通行に支障をきたす場合もあります。また、部品調達が困難で復旧に時間を要する可能性もあります。

流してはいけないもの

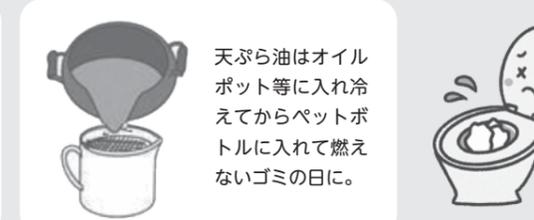
水に溶けない紙類	生理用品・紙おむつはもちろん、ティッシュペーパー、ペーパータオル、ウェットティッシュは絶対に流さないでください。	布類	雑巾、タオル、ハンカチ等が絡まっていたことがあります。トイレに落とした場合は必ず拾い上げ、そのまま流すことのないようにしてください。
油類	天ぷら油などの残油類は絶対に流さないでください。 大量の油は、固まってポンプや配管を詰まらせる原因になります。	その他	ペット用砂、たばこの吸い殻、残飯類、ボールペン、マスクなど便器内に落ちた場合は拾うようお願いします。



流せるクリーナー、おしりふきの中には、溶けにくい種類もあり、使用量頻度をご確認の上適正に使用してください



台所から野菜くずや天ぷら油(食用油)などは流さない。



天ぷら油はオイルポット等に入れ冷えてからペットボトルに入れて燃えないゴミの日に。

お問い合わせ：那賀町役場環境課 (TEL 0884-62-1192)

軽自動車・バイク等の廃車手続きは お済みですか？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している方に対して課税されます。他人に譲ったり、使用しなくなった軽自動車・バイク等は3月31日までに名義変更や廃車手続きをしましょう。（軽自動車等を購入したり、譲渡、廃車した場合は、所定の手続き（申告）が必要になります。）廃車の手続きをしないと、引き続き課税されてしまいますので、忘れずに手続きしましょう！

●町で手続き出来る車種

- ◇125cc以下の原動機付自転車（特定小型原動機付自転車含む）
- ◇小型特殊自動車（農耕作業用車等）

注）軽自動車（126cc以上の二輪、三輪、四輪）は町で手続きできませんので、詳細については右記の（一社）全国軽自動車協会連合会徳島事務所又は四国運輸局徳島運輸支局までお問い合わせください。

●町での廃車時に必要なもの

- ◇軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（役場窓口又はホームページよりダウンロード出来ます。）
- ◇ナンバープレート（プレートを紛失した場合、弁償金200円がかかります。）
- ◇標識交付証明書（登録時に交付した書類）
- ◇届出者（代理人含む）の本人確認ができるもの（免許証・マイナンバーカード等）

※盗難によりナンバープレートがない場合は、最寄りの警察署に届けてから申告してください。盗難届の受理番号等を確認出来れば、弁償金が不要となります。

◆軽自動車（三輪、四輪）

徳島県徳島市応神町応神産業団地1番地4
（一社）全国軽自動車協会連合会 徳島事務所
TEL：088-641-2010

◆軽二輪車（126cc～250cc）・ 小型二輪車（251cc～）

徳島県徳島市応神町応神産業団地1番地1
四国運輸局 徳島運輸支局
TEL：050-5540-2074



お問い合わせ：那賀町役場 税務保険課
TEL 0884-62-1182

町内業者請負状況（建設工事）

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場本庁舎にて閲覧することができます。
【お問い合わせ先】 会計課・検査室 TEL 0884-62-1120

契約日	工事名	工事場所	請負金額	請負業者名
R6.2.6	令和5年度 町単独（仮称）相生地域交流センター敷地斜面等改良工事	延野	42,460,000	（有）橋本土建
R6.2.7	令和5年度 町単独黒沢谷川河川改修工事	中山	3,256,000	（株）東和

～那賀町国民健康保険加入者の方へ～

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。

マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を**20円節約**でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も低くなるんだ



② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることが出来ます。また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうことも出来ます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。
※限度額適用認定証の申請は不要となります。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ。
申請不要で便利。



- ・令和6年度（令和6年8月予定）発行の保険証は令和6年12月2日を経過しても、保険証に表記されている有効期間まで使用可能です。
※転職・転出等で加入している保険者が変わった場合は使えなくなります。
- ・マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

【問い合わせ先】 税務保険課 TEL：0884-62-1182

！ マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

- 申請方法は選択可能です
- ①オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請



STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

- 利用登録の方法
- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



【問い合わせ先】 住民課 TEL：0884-62-1194

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索





地区	日	予定時間	実施場所
上那賀地区	4月11日(木)	12:10 ~ 12:15	音谷 (バス停前)
		12:25 ~ 12:35	水崎 (消防格納庫前)
		12:45 ~ 12:50	桜谷 (河野彰さん宅前)
		13:00 ~ 13:05	長安 (公民館前)
		13:25 ~ 13:35	轟 (小松正彦さん宅前)
		13:50 ~ 13:55	大戸 (木頭森林組合前)
		14:10 ~ 14:15	小浜 (谷口美容室前)
		14:20 ~ 14:25	古屋 (釜床バス停前)
		14:40 ~ 14:45	川俣 (集会所前)
15:05 ~ 15:20	小浜 (上那賀支所前)		

地区	日	予定時間	実施場所
上那賀地区	4月17日(水)	13:15 ~ 13:25	御所谷 (八幡神社前)
		13:30 ~ 13:35	御所谷 (御所谷上バス停前)
		13:40 ~ 13:45	成瀬 (公民館前)
		13:50 ~ 14:05	海川 (公民館前)
		14:10 ~ 14:20	上海川 (ゆず出荷場前)
		14:35 ~ 14:45	市宇 (大場芳雄さん宅前)
		14:50 ~ 14:55	柳瀬 (バス停前)
15:00 ~ 15:10	平谷 (出張所前)		

地区	日	予定時間	実施場所
木沢地区	4月18日(木)	12:30 ~ 12:35	あん橋 (町道沢谷小島線経由)
		12:45 ~ 12:50	名古ノ瀬公民館
		12:55 ~ 13:00	大用知口
		13:20 ~ 13:25	出羽森
		13:40 ~ 13:45	大美谷公民館
		13:55 ~ 14:05	広野線入口
14:10 ~ 14:25	木沢支所前		

地区	日	予定時間	実施場所
木頭地区	4月24日(水)	10:30 ~ 10:40	小見野々口
		10:50 ~ 10:55	林バス停前
		11:05 ~ 11:15	川切 (旭会館前)
		11:20 ~ 11:30	木頭診療所前
		11:35 ~ 11:45	南宇公民館前
		11:50 ~ 12:00	木頭支所前
		13:00 ~ 13:10	北川郵便局横
		13:15 ~ 13:25	北川診療所横
		13:30 ~ 13:35	北川体育館横
		13:40 ~ 13:45	菖蒲野 (北岡さん宅西側)
		13:50 ~ 14:00	折宇ゆず振興センター前
		14:15 ~ 14:25	平野 (福井自動車前)
		14:30 ~ 14:35	西宇 (西宇消防詰所前)
		14:40 ~ 14:50	白久町道入り口

※この機会を逃した方は、5月の集合注射又は動物病院で必ず受けて下さい。



愛犬家のみなさんへ
大切な家族のために



新規犬の登録 及び 狂犬病予防注射の巡回をします

◆注射手数料 **3,300円** ※できるだけ釣り銭のいらないように
◆生涯登録料 **3,000円** (新規登録犬のみ) ご協力下さい。

※狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主は、生涯1回の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。
※台風等によっては、実施を見送る可能性もあります。
※新型コロナウイルス感染症対策等としてマスクの着用や他人との距離を取る等の対応をお願いします。

お問い合わせ先

那賀町役場 環境課 TEL 62-1192 IP 050-8802-1121
相生支所 TEL 62-1111 IP 050-8802-1111
上那賀支所 TEL 66-0111 IP 050-8800-2001
木沢支所 TEL 65-2111 IP 050-8800-4111
木頭支所 TEL 68-2311 IP 050-8800-6001

【注意事項】

- ・犬の体調が悪い時は、予防注射の接種は控えてください。
- ・原簿への記入ミスを防ぐため、後日お送りする案内葉書が必要となりますので会場へ必ずご持参下さい。(新規登録者除く)

令和6年度 新規犬の登録と狂犬病予防注射 日程表

※多少時間が遅れることがありますが、ご了承ください。

地区	日	予定時間	実施場所
鷺敷地区	4月4日(木)	13:00 ~ 13:10	中山奥の谷入り口
		13:15 ~ 13:25	中山下会堂前
		13:35 ~ 13:45	北地教育集会所跡地横 (町道脇)
		13:50 ~ 14:10	那賀町役場 (駐車場)
		14:15 ~ 14:45	阿井公民館前
		15:00 ~ 15:10	百合谷集会所

地区	日	予定時間	実施場所
相生地区	4月10日(水)	9:00 ~ 9:10	つづら口 (西納第三集会所)
		9:20 ~ 9:30	西納もみじ川ふれあい館駐車場
		9:45 ~ 9:55	旧相生診療所前
		10:05 ~ 10:15	中分 (岩見さん宅前)
		10:20 ~ 10:30	谷内 (三ツ合)
		10:40 ~ 10:50	鮎川 (井川商店前)
		11:00 ~ 11:20	延野 (健康センター前)
		11:30 ~ 11:40	川口 (旧めんやど前)
		11:50 ~ 12:00	大久保 (旧藤川商店横)
		13:00 ~ 13:10	日野谷友愛館駐車場 (旧日野谷小学校)
		13:20 ~ 13:30	日野谷西公民館前
		13:40 ~ 13:50	蔭谷 (中原さん宅前)
		14:05 ~ 14:15	日浦 (日浦分譲地前)
		14:25 ~ 14:35	花瀬 (花瀬集会所)
		14:55 ~ 15:05	舞ヶ谷 (打出橋)
		15:15 ~ 15:25	中雄 (雄中集会所下)
		15:30 ~ 15:40	下雄 (西原さん宅下)



令和6年度における 国民年金保険料の前納額について

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料額から割引額が控除される「前納制度」を設けております。令和7年度の国民年金保険料額が公表されたことに伴い、令和6年度における国民年金保険料の前納額をお知らせいたします。

① 2年前納の場合の保険料額 (令和6年4月～令和8年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：**397,290円**
(毎月納める場合より16,950円の割引)
- ・現金納付の場合：**398,590円**
(毎月納める場合より15,290円の割引)

② 1年前納の場合の保険料額 (令和6年4月～令和7年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：**199,490円**
(毎月納める場合より4,270円の割引)
- ・現金納付の場合：**200,140円**
(毎月納める場合より3,620円の割引)

③ 6ヶ月前納の場合の保険料額 (令和6年4月～令和6年9月分の保険料または令和6年10月～令和7年3月分の保険料が対象)

- ・口座振替の場合：**100,720円** (毎月納める場合より1,160円の割引)
- ・現金納付の場合：**101,050円** (毎月納める場合より830円の割引)

※クレジットカードによる前納の保険料額は現金納付と同じ金額になります。

納付書がなくても
納付できるよ!



<前納のお申込みについて>

- ・前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。
- ・令和6年3月から、国民年金保険料の口座振替・クレジットカードによる前納について、年度の途中からまとめて振替(立替)できるようになります。

<口座振替の早割について>

- ・口座振替には上記の他、「早割」による割引があります。令和6年度は16,920円(通常の保険料から60円の割引)です。
- ◆手続等の詳細につきましては、日本年金機構ホームページ(URLは下記参照)をご覧ください。最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページURL：<https://www.nenkin.go.jp/>

国民年金の加入について

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続が異なります。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。

➔加入手続は、ご自身で住所地の市町村役場の国民年金担当窓口で行います。

第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。

➔加入手続は、勤務先が行います。



第3号被保険者

第2号被保険者(65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く)に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。

➔加入手続は、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

※会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めに手続をお願いします。



＊こどもはぐくみ医療費受給者証が変わります＊

令和6年4月1日より、こどもはぐくみ医療費受給者証が変わります。新しい受給者証は、令和6年3月中に児童の住民票がある住所へ送付します。

3月末までに新しい受給者証が届かない場合は、那賀町役場すこやか子育て課までご連絡ください。

なお、古い受給者証は、令和6年4月1日以降に、ご家庭でシュレッダー等で破棄していただくか、すこやか子育て課または各支所窓口まで返却してください。



令和6年4月1日以降は、必ず新しい受給者証をご使用ください。

変更箇所

1. 性別表示の廃止 / 2. 受給者証区分の変更

R6.3.31 まで	0歳	3歳	中学生	高校生(18歳年度末まで)
	アイボリー	→ ピンク	→ グリーン	→ ラベンダー
R6.4.1 ～	0歳	3歳	18歳年度末まで	
	アイボリー	→ ピンク	→	

令和6年4月1日から、3歳～18歳まで続けて同じ受給者証を使用します。

※受給者証区分の変更に伴い、3歳～18歳までの公費負担者番号は「45 / 48」へ統一されます。

こどもはぐくみ医療費助成制度とは

0～18歳に達する日以後の最初の3月31日までのすべてのお子さんについて、医療保険診療に係る自己負担分(2割または3割)を助成しています。



助成範囲

医療保険の対象となる医療費(入院・通院)、薬剤費の自己負担分、入院時の食事療養費、治療用眼鏡、装具等

※保険診療外の医療費、差額ベッド代、薬の容器代、診断書料などは助成対象外となります。

※徳島県外の医療機関受診時、入院時の食事療養費、治療用眼鏡・装具は償還払いとなりますので、窓口にて一旦自己負担額をお支払いいただき、すこやか子育て課または各支所窓口にて払い戻しの手続きを行ってください。

問い合わせ先：那賀町役場すこやか子育て課 こどもはぐくみ医療担当
☎0884-62-1150 mail: kosodate@naka.i-tokushima.jp

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から合理的配慮の提供が事業者も義務化されます。

改正後		
	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 →義務

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。

このような場合には、障害のある人の活動などの制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業所に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。

事業者とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思を持って行う者となります。

個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。

第18回

那賀町あひる駅伝大会

令和6年1月28日(日) オープン参加を含め、19チーム計88名が参加し、第18回那賀町あひる駅伝大会が行われました。



部門	優勝 (記録)		準優勝 (記録)		
小学生男子の部	相生クラブA	(18分33秒)	相生クラブC	(18分39秒)	
小学生女子の部	鷺敷ジュニアソフトテニスクラブ女子	(22分05秒)			
一般の部	那賀高校硬式野球部A	(23分13秒)	那賀高校硬式野球部C	(24分57秒)	

区間賞	第1区 (記録)	第2区 (記録)	第3区 (記録)	第4区 (記録)	第5区 (記録)
小学生男子の部 1 km	龍田 透生⑥ 相生クラブA (3分40秒)	井上 夏輝⑥ 相生クラブA (3分38秒)	近藤 陽斗⑥ 相生クラブA (3分33秒)	森 悠真④ 相生クラブC (3分50秒)	木下 天晴⑥ 相生クラブA (3分40秒)
小学生女子の部 1 km	森 優衣⑥ A☆TスマイルA (3分40秒)	小川 菜奈⑥ 鷺敷ジュニアソフトテニスクラブ (4分20秒)	藤本なな子⑥ 鷺敷ジュニアソフトテニスクラブ (4分30秒)	岸本 夢夏④ 鷺敷ジュニアソフトテニスクラブ (4分23秒)	殿谷 麗乃④ 鷺敷ジュニアソフトテニスクラブ (4分36秒)
一般の部 2km (※2、3、4区は 1 km)	平瀬 晃① 那賀高校硬式野球部A (6分33秒)	大和 裕典 那賀高校硬式野球部D (3分05秒)	伊勢田 涼① 那賀高校硬式野球部A (3分09秒)	鎌田 龍成① 那賀高校硬式野球部B (3分14秒)	高島 風馬② 那賀高校硬式野球部A (7分03秒)

～那賀町農業委員会からのお知らせ～

農業者年金に加入しましょう。

農業者年金は次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

加入要件は
3つ

65才未満

国民年金
第1号
被保険者
国民年金保険料
納付免除者除く

年間60日以上
農業に従事

加入のメリット

- ・保険料全額の全額が社会保険料控除など、税制面の優遇措置があります。
- ・終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金があります。
- ・掛金に運用利益を加えて将来年金として受け取れます。



通常加入の場合

- ・掛金月額2万～6万7千円まで選択できます。

政策支援加入の場合

- ・一定の要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

お問い合わせ：那賀町農業委員会 事務局 TEL 0884-62-3776

令和6年度

けんなんニューファーマー育成講座

新規就農希望者、新規就農者を対象とした営農基本研修を実施します。

対象：概ね49歳未満の方で、阿南市又は那賀町で就農を考えている方や就農5年以内の方で営農に必要な基礎的知識・技術を習得したいと考えている方

期間：令和6年5月～令和7年1月まで
主に第2、第4火曜日 午後1時30分～午後4時30分

場所：徳島県南部総合県民局阿南庁舎会議室及び現地など

内容：座学（植物生理、土壌管理、農業経営、農業政策）
実践（農産物流通、農家見学、就農相談）



申込期限：令和6年3月18日まで

問合せ・申込み窓口：阿南農業支援センター（徳島県南部総合県民局）☎24-4189

申込み書の設置：阿南市農林水産課 ☎22-1598 / 那賀町農業振興課 ☎62-3776
JAアグリあなん ☎26-1811

暮らしの情報

◆実技講座「水彩による風景画講座－構図を考えて描こう－」

※受講生募集 要申込

開催日：3月24日(日)10:00～16:00

講師：平木美鶴先生

(徳島大学教授、二紀会会員)

募集：15名 先着順(中学生以上の方)

参加費：500円

申込方法：3月22日(金)までに電話にて申し込み下さい。



○美術館庭園にある「コブシモドキ」(絶滅危惧種)が、3月下旬に純白の可憐な花をつけます。お見逃しなく。



○本年度もミュージアムボランティアの皆様には展示替え作業のほか、庭園の整備、行事手伝いなどで大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。美術館では、引き続きミュージアムボランティアにご参加頂ける方を募集しております。



各行事、ボランティアのお申し込み・お問い合わせは
相生森林美術館 (62-1117) まで

那賀町消防署からのお知らせ

◆春の全国火災予防運動

毎年3月7日は「消防記念日」です。昭和23年3月7日に「消防組法」が施行され、各市町村に消防本部、消防署、消防団の全部または一部を設置することが義務付けられました。

この『消防記念日』にちなみ、毎年3月1日～7日は「春の全国火災予防運動」が実施されます。

空気が乾燥し火災が発生しやすくなっております。火の取り扱いには十分注意するとともに、火災を発見した際は早期通報をお願いいたします。

那賀町消防署 ☎0884-62-1119

上流出張所 ☎0884-67-0625

相生森林美術館だより

◆館藏品展－木の彫刻と木版画－

期間：4月21日(日)まで

休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

入館料：一般(高校生以上)330円、
中学生以下無料

当館が所蔵する木彫・木版画作品を展示しています。

◆しゃぼん玉アートに挑戦!

開催日：3月17日(日)

①午前10:30～午前11:30

(受付は午前11:00まで)

②午後1:00～午後2:00

(受付は午後1:30まで)

会場：相生森林美術館ラウンジ

募集：各回10名程度・先着順

(対象年齢：3才～)

参加費：無料

色水のシャボン玉でカラフルな模様の絵を描きます。どんな作品ができるかな。<川口ダム自然エネルギーミュージアム×相生森林美術館 連携事業・那賀町山のおもちゃ美術館開館一周年記念イベント協賛>

那賀交番からのお知らせ

◆徳島県警からのお知らせ

2023年に認知した特殊詐欺の被害件数は72件、被害総額は4億5217万円で、昨年同期比、6倍と深刻な状況です。そこで、県民に注意喚起を図るとともに「被害にあわない・あわせない」という機運を醸成することを目的に、昨年11月22日、徳島県知事と徳島県警本部長による特殊詐欺被害に関する共同宣言

「ストップ! 特殊詐欺被害! 宣言!」

を発信しました!!

県警察では、今後、県民に対する広報啓発活動を一層強化し、関係機関等と連携した対策を推進してまいります。

◆共同宣言の内容

1. 被害にあうかもしれない! という意識でストップ詐欺!

「私は大丈夫」は危険です! 犯人は強力なだましのテクニックを使い、あなたを上回ってきます! 自分事として留守番電話機設置などの事前準備を!

2. 被害者に落ち度なし! 県民みんなでストップ詐欺!

家族や身の回りなど地域で詐欺被害を発生させない! という絆の意識を!

悪いのは犯人! という共通認識で周囲への相談をためらうことのない環境づくり!

3. 投資に必ずはありません! もうけ話に乗らずストップ詐欺!

SNSから始まる「必ずもうかる」投資話は詐欺! 高額な被害金が犯罪グループに流れ、ほかの犯罪を誘発!

警察安全相談電話 #9110

阿南警察署 0884-22-0110



スポーツ // 文化活動 // ボランティア 団体活動のための補償制度

小さな掛金、大きな補償

スポーツ 安全保険



スポあんネット

インターネットでかんたん加入

保険の詳細内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。



本広告はスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書により、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

(引受幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社 ☎0120-233-801
担当課 公務第2部 文教公務室 (平日9:00～17:00)

(共同引受保険会社(令和6年4月予定))

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

加入区分・掛金(年度初回加入時は4名以上)

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金(1人当たり)
子ども (中学生以下)	スポーツ活動	A1	800円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動		
大人 (高校生以上)	スポーツ活動(指導・審判を含む)	C 64歳以下	1,850円
	●A2区分で対象となる活動も補償されます。	B 65歳以上	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎	A2	800円
全年齢	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円
子ども (中学生以下)	個人活動補償型(A1)	A1	AW 1,450円
	個人活動補償型(C)	C	CW 64歳以下 4,850円
大人 (高校生以上)	個人活動補償型(B)	B	BW 65歳以上 5,000円

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。(注)C・B・CW・BW区分の年齢の判断は「令和6年4月1日」を基準とします。

公益財団法人スポーツ安全協会
https://www.sportsanzen.org

令和5年12月作成 23TC-006571

那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日：平日9:00～17:00 TEL 0884-64-1220



2024年3月8日～4月5日までの行事予定

- 3月 8日(金) 10:30～ 親子ヨガ
- 12日(火) 散歩に行こう♪
- 14日(木) パネルシアターをたのしもう♪
- 19日(火) 10:30～ 絵本の読み聞かせ(お話し玉手箱)
- 21日(木) 10:00～ 那賀町山のおもちゃ美術館であそぼう♪
- 26日(火) 3月生まれのお友だちお誕生日おめでとう
- 27日(水) リトミック♪

3月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪

3月がお誕生日のお友だちはプレゼントの準備をしますので、3月15日(金)までに当センターまでお知らせ下さい。待っています♪



土曜開所日のお知らせ

3月の開所日は9日です。あそびにきてね♪

※11日(月)支援センターはおやすみです。



プログラムが変更・中止になる場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。(プログラムは午前中に行っています。)不明な点がございましたら那賀町地域子育て支援センターまでお問い合わせください。

★ 2024年1月の利用者数
114名

各こども園の子育て支援日について

- ★あいおいこども園 (火・木曜日の9:00～12:00)
- ★ひらだにこども園 (木曜日の9:00～12:00)
- ★きとうこども園 (水曜日の9:00～12:00)
- ★出張ひろば(旧桜谷保育園) (水曜日の9:00～12:00)

※出張ひろばのみ前週の金曜日までに予約をしてください。予約は那賀町地域子育て支援センターまで。

TEL 0884-64-1220

広報2月号の誤りについて

P.2 令和6年那賀町成人式の氏名に誤りがございました。この場をお借りしてお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

●広報なか2月号 2ページ目
誤) 西泉 海 → 正) 西 泉海

【問合せ先】

徳島県発達障がい者総合支援センター
ハナミズキ：
小松島市中田町新開2-2
☎0885-34-9001
アイリス：
美馬市美馬町字大宮西100-4
☎0883-63-5211

☆「徳島県発達障がい者総合支援センター」では、発達障がいに関して、乳幼児から成人まで、あらゆる年齢層の方の家庭生活や学校生活、就労等に関する相談をお受けしています。相談は予約制で、県内5箇所において移動相談も行っています。詳細は電話にてお問い合わせください。

四国南東部イベント情報

◆企画展「やすだの子どもたち」展
開催日：3月16日～7月21日
9：00～17：00

場 所：安田まちなみ交流館・和
(高知県安田町)

連絡先：安田まちなみ交流館・和
☎0887-38-3047

◆げいせい桜まつり

開催日：3月19日～3月31日
18：00～21：30

場 所：桜ヶ丘公園(高知県芸西村)

連絡先：芸西村桜まつり実行委員会
芸西村役場企画振興課内
☎0887-33-2114
(高知県安芸市)



(一社)四国の右下
観光局HP



(一社)高知県東部
観光協議会HP

※内容の詳細については、上記問合せ先までお問い合わせください。

女性のための生き方なんでも相談

相談時間は、1回50分、相談料は無料。
※面接相談・電話相談ともに予約が必要

◆面接相談・電話相談

日時：第1・第3・第5火曜日
午後1時～午後5時まで
第2・第4火曜日
午後1時～午後4時まで
第2・第4金曜日
午後1時～午後4時まで

場所：阿南市役所5階 相談室

◆オンライン相談

日時：第3土曜日
午後1時から午後3時まで

場所：阿南市役所5階 相談室

☎0884-22-0361



川口エネ・ミュ－便り

◆工作教室「UVチェッカーストラップ」

開催日：3月2日(土)～3月20日(水祝)
の土日祝・3月23日(土)～4月7日(日)

※3月25日(月)、4月1日(月)は臨時閉館
時 間：9：30～16：30

材料費：150円

◆春の星空観望会

開催日：3月25日(月) ※申込不要

時 間：20：00～21：00

場 所：林業ビジネスセンター駐車場
(那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23)

参加費：無料

※曇雨天の場合は屋内にて星のお話をします。

問合せ先：☎0884-62-2209

3・4月那賀よしクラブ

☆令和6年度会員募集中！

全教室初回無料体験実施中！

場所：鷺敷B&G海洋センター体育館

◆こども体操教室

毎週火曜日 午後6時15分～7時15分
第1・3週は小学校低学年

第2・4週は幼児

◆歪み改善！ポールほぐし

毎月第1・3火曜日 午前10時～11時

◆ココロとカラダ、すっきりヨガ

毎週木曜日 午前10時～11時

◆気軽に運動教室《ナカスポ》

毎月第1・3火曜日、毎週木曜日

午前10時～11時

◆キッズダンス教室

毎月第1・3土曜日

第1土曜 午後6時～7時(小学2年生以下)

午後7時～8時(小学3年生以上)

第3土曜 午後7時～8時(全年齢対象)

◆体幹バランス・ポール&ヨガ

毎月第1・3火曜日

午後7時30分～8時30分

◆オヤスミまえのリラックスヨガ

毎週木曜日 午後7時30分～8時30分

◆エアロビクス

毎月第2・4土曜日 午後8時～9時

※詳しい内容等はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。

※詳しい内容等はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。

先までお問い合わせください。

☎0884-62-1300



子どもクラブ

安全管理員の募集について

令和6年度 那賀町会計年度任用労務職員

応募締切
-1次締切-
3月19日(火)
*4月以降も随時受付します。
地域で子ども達の見守りを
しませんか。

町内各子どもクラブにおいて、子ども達(小学生)の活動をサポートして頂ける方を募集します。

平日の放課後において、小学校や社会教育施設を利用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やあそび・文化活動、地域住民との交流活動等を行う、教育委員会が実施している事業。

業務内容 子どもたちと一緒に遊んだり、学習活動や体験活動をしていただきながら、子どもたちの見守り、安全を確保する業務。

*いずれかの子どもクラブを選択してください。

	鷺 敷	相 生	平 谷	木 頭
勤務地等	鷺敷子どもクラブ (鷺敷小体育館)	相生子どもクラブ (相生体育館)	平谷子どもクラブ (平谷小体育館)	木頭子どもクラブ (木頭体育館)
勤務時間	平日 [14:20~18:00] 長期休暇 [7:45~18:00]	平日 [4~9月 15:00~18:00] 10~3月 14:45~18:00] 長期休暇 [7:45~18:00]	平日 [4~9月 16:00~18:00] 10~3月 15:40~18:00] 長期休暇 [12:30~18:00]	平日 [15:00~18:00] 長期休暇 [12:30~18:00]

基本平日 午前3:00~午後6:00、長期休暇 午前8:00~午後6:00 (原則2交代制)

給与等 時給：980円/通勤費：2km以上の方支給
(*那賀町職員の給与に関する条例により)
※労働者災害補償保険あり

その他 資格、性別、問わず。年齢は高校生以上で子ども達の見守りができる方 ☆勤務日、時間等についてはご相談に応じさせていただきます。

●応募用紙は、各支所窓口または教育委員会に配置してあります。不明な点はお問い合わせ下さい。
(TEL 相生支所：62-1111、上那賀支所：66-0111、木頭支所：68-2311、教育委員会：62-1106)

とくしま発達障がい啓発イベント2024

日 時：4月6日(土)10：00～16：00

場 所：文化の森 21世紀館
(徳島市八万町向寺山)

内 容：パネル展・作品展、啓発映画(僕が跳びはねる理由) 上映、個別相談会等

※詳しくは、ホームページ【徳島県発達障がい者総合支援センター】で検索を!

☆4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、4月2日～8日は「発達障害啓発週間」として、社会全体で自閉症等の発達障がいの啓発に取り組む活動を行っています。



メンバーは全員経営者。自分の経験の浅さを感じることも多くありますが、私なりにできることを見つけ全力で取り組むことで、少しずつ自信をつけています。懇親会やラーニングの場で司会を務めた経験も、この成長の一環です。

12月の木頭産業文化祭では、豚汁やおにぎりを提供する出店を行いました。クリスマスには「おはなしコンサート」を開催し、音楽と物語を通じて、地域の方々と温かな時間を共有しました。これらの催しで地域の方々の笑顔に触れ、地域の絆の大切さを改めて感じました。

これからも、地域の皆様と一緒に、手を取り合って歩んでいきたいと思っております。
いつも温かいご支援をありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

鷺敷地区 中村 実優

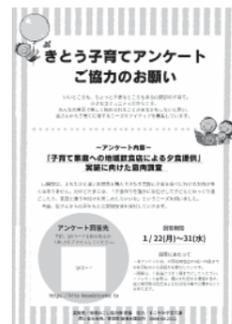
協力隊として那賀町へ来てから早2年を迎えようとしております。着任してはじめての1年間は那賀町や農業についてたくさん教えていただく中で、那賀町の農業や農仕事の楽しさ、魅力を実感しました。その1年目の経験から、協力隊2年目の今年度はおためしでの農業の実践に挑戦！初めてでわからないことや失敗も多く学びの連続です。当たり前のように立派な作物を作られている農家さんへの敬意が高まると共に、惜しみなく多くの知恵や知識を伝えてくださることに感謝が増すばかりです。私のチャレンジを通して、これから皆様へありがとうの気持ちを届けられるよう努めてまいります！



木頭地区 安藤 美希

活動開始から1年が経ち徐々に地域への理解が深まっています。公私ともに地域の方々にお世話になっており、木頭の暮らしがとても充実していることを感じることがあります。

一方で、協力隊終了後のことを考えると、子育て世帯が暮らしやすい環境や、好きで続けられる仕事があることが大事だと思いました。そこで最近始めたのが、子育て世帯のニーズを聞き取り解決していくこと（子育て支援）や、地域の歴史を聞き取り今後の地域づくりに役立てるよう記録・発信すること（聞き書き）です。今後、この活動で得られたものを地域にある場所や活動、人などと結びつけ、仕事や暮らしを作っていく試行をしてみたいと思います。



木頭地区 三嶋 紗織

今期一番印象的だったのは年に一度の楮蒸しを経験したことです。楮の木を収穫するところから、蒸す、皮を剥ぐ、煮る、木槌でたたく、粉殻をまぶす、川で晒す、河原で干す、軒下で干す、という全工程を目の当たりにしました。現代あたりまえに着ている衣服を得るために、かつてはこれだけの工程を経ていたと考えると本当に感慨深いです。そうして出来上がった太布には、大量生産品にはない風格が確かにあると私は感じています。この織物のことを研究してみたいという気持ちが一層強くなりました。昨秋には北欧からの視察グループへのワークショップに加え、染織に携わる方々や太布庵を訪問される染織文化研修者らとの触れ合いが多くあり、太布を取り巻く状況が少しずつ見え始めた時期でもあります。こうした外からの視点を知る一方で、地元の人々のかつての太布の記録も耳にし、その両方の視点を知った上で今後も考えていきたいという気持ちを新たにしています。この原稿を書いている1月以前は周囲を知る外向きの活動が多かったので、下半期後半はじっくりと太布の制作へ身を入りたいです。自分が北欧で勉強してきた機織りのテクニックや知識を踏まえ、太布でどんな表現がし得るのかを研究する時間としていきたいです。



地域おこし協力隊 下半期活動報告



那賀町全地区 藤園 (吉田) 洋

2019年4月から、地域おこし協力隊に就任しました藤園 (旧姓・吉田) 洋と申します。

私の今年度の活動は、1) ニホンジカの捕獲、2) 捕獲されたシカの有効活用、3) 追払いによるサル被害の軽減、4) 獣害対策の普及・啓発活動、5) 獣害対策の調査・研究です。1) につきましては、2024年1月末現在、箱罠7台でニホンジカのオス28個体、メス52個体、不明1個体の計81個体を捕獲しました。2) につきましては、肉の食肉加工や皮鞣しを行い、有効な利活用を実践しています。3) につきましては、木頭西宇を行動圏とするサルの群れに発信器を装着し、追跡しています。さらに、モンキードッグ2頭を育成して、追払いの準備をしているところです。4) につきましては、サル・シカ・イノシシ対策に有効な柵を設置したモデル園を、和食郷八幡原に作りました。5) につきましては、3つの学会において、計8本の鳥獣害対策に関する発表をしました。今後も、獣害対策を推進するための活動を、続けていきたいと考えています。



相生地区 藤本 雪絵

本年度も大変お世話になりました。ひらの図書室では定期的に本を借り、遊びに、手伝いに、行事にと、ご来室いただき、励みになりました。本当にありがとうございます。古民家ゲストハウス・イツキ邸は改修工事や片付け、申請と少しずつではありますが進めることができました。来年度1月末までの任期を駆け抜けていきます！

【ひらの図書室】

感謝>遠足 (相生小学校) / 職場体験 (鷺敷中学校) / 総合的な学習 (徳島文理中学校)
来室者の声をかたちに / (1) 自習解放案内 (2) 那賀町ママ友交流会 (3) はるまつり
連携事業>「四国の右下」若者創生協議会事業『那賀町UIターン者交流会』
スタート「おとなの図書室」(新たな一室)

【イツキ邸】

片付け、改修工事、民泊ポータル登録 (民泊申請)

【その他】

- (1) 那賀町地域おこし協力隊意見交流会の定期開催
- (2) 那賀町防災士の会として啓発動画の制作・CATV放送
- (3) 参加：四国の地域おこし協力隊交流勉強会 / 地域おこし協力隊全国サミット
那賀町近畿ふるさと交流会 (登壇) / 中小企業家同友会勉強会、例会



木頭地区 平川 さやか

昨年8月、木頭西宇地区にカフェが誕生しました！

「ニシウドルポ」1階にあるこの場所はただのカフェでなく、地域の方々との暖かな交流の場となっています。特に木頭ゆずを使ったメニュー開発には力を入れており、ゆずの香り高いドリンクやスイーツは、皆様には大変喜ばれております。メニュー作りは失敗もありましたが、その一つ一つが楽しい挑戦です。地域の方々がカフェを訪れてくださる度、その笑顔や会話の中で感じる地域愛、それらが活動の原動力となっております。

また、TIB運営委員会での活動は、私にとって特別な挑戦です。委員会の



木頭図書館だより

新着本を紹介します

※一部だけご紹介いたします。

■ 児童書

しろとくろ きくちちき
ぼくのがっこう 鈴木のりたけ
なまけていません。 大塚 健太/柴田ケイコ
すしん たなかひかる
おだんごどん ガタロー☆マン
あのときのカレーライス

■ 一般書

東京都同情塔 九段 理江
ともぐい 河崎 秋子

※ご利用くださいませ

木頭図書館 蔵書 検索

八月の御所グラウンド
リカパリー・カバヒコ
ファラオの密室
ブラック・ショーマンと覚醒する女たち
夜明けを待つ
宮廷のまじない師
リラの花咲くけものみち
スピノザの診察室
君が手にするはずだった黄金について
相談する力
一人の限界を超えるビジネススキル
地球の冷やし方
-ぼくたちに愉しくできること
暇と退屈の倫理学
きみのお金は誰のため

万城目 学
青山美智子
白川 尚史
東野 圭吾
佐々 涼子
顎木あくみ
藤岡 陽子
夏川 草介
小川 哲
山中 哲男
藤村 靖之
國分功一郎
田内 学

雛人形を展示しています

木頭文化会館ロビーでは、地域の方々から提供していただいた雛人形や雛祭りにちなんだパッチワークの作品を展示しております。春らしい華やかな空間となっておりますので、ぜひご覧くださいませ。



■ 木頭図書館

TEL 0884-68-2226
FAX 0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日・第3月曜日
【開館時間】10:30~18:00 (土曜は17:00まで)
※1人10冊まで。貸出期間は2週間です。

鷺敷図書館だより

新着本を紹介します

※一部だけご紹介いたします。

■ 児童書

屋根裏のラジャー スタジオポノック
大ピンチずかん2 鈴木のりたけ
ツギハギ工場のふしぎなコ 小宮山みのり
おにのしょうがっこう 山田 マチ
おしりたんてい おしりさがしBOOK トロル
ノシイいきなり王さまになる! 原 ゆたか

■ 一般書

八月の御所グラウンド 万城目 学
ラウリ・クースクを探して 宮内 悠介
スピノザの診察室 夏川 草介
一線の湖 砥上 裕将
「ながら」脳トレ30 秦 有樹
仏像のフシギ 田中ひろみ
Q 吳 勝浩
逆転美人 藤崎 翔

■ 鷺敷図書館

TEL・FAX 0884-63-0117

【休室日】月曜・火曜
【開室時間】9:00~12:00、13:00~16:00
※木頭図書館の本も貸出できます。



令和6年度那賀町奨学生の募集について

那賀町では、勉学に意欲をもちながらも経済的理由により、高等学校から看護師を養成する学校(上限5年)・高等専門学校(4年生・5年生)・専門学校・短期大学・大学等に入学することができない方又は就学することが困難となった方に奨学金を貸与しております。

令和6年度から奨学金貸与を希望される方は、申請書類を期限までにご提出ください。詳しい内容は教育委員会又は各支所の窓口配置してあります募集要項に記載しております。

1. 奨学生募集内容

貸与資格	保護者が那賀町内に3年以上居住し、引き続き在住の見込みがある者であること。 向学心旺盛で学業成績優秀な者。 卒業した学校又は在学中の学校の学校長が内申し、推薦したものであること。 各学校において、授業料免除を受けていないこと。ただし、高等学校から看護師を養成する学校の学生については、この限りではありません。 申請世帯員と連帯保証人に、公金の滞納がないこと。 ※世帯の所得が一定の基準を超えている場合は貸与できない場合があります。
貸与月額	50,000円以下
返還	貸与終了後、1年を経過した後10年以内に月賦・半年賦・一括のいずれかの方法により返還していただきます。 返還金は無利息としますが、正当な理由なく納期限までに返還しなかった場合は、日数に応じ年7.25%の延滞利息が発生します。
連帯保証人	那賀町及び那賀町が結び定住自立圏構想の関係市町村(阿南市・美波町・牟岐町・海陽町)に3年以上在住し、独立の生計を営む成人2人以上(別世帯)とし、かつ連帯保証人としての返済能力があると認められることを要件としております。 連帯保証人2名の内1名は保護者の方でも可能です。 ※できる限り収入(所得)があり返済能力がある方をお願いします。



2. 手続き・決定について

申請受付	令和6年2月1日(木)~令和6年3月29日(金) 厳守 提出先…那賀町教育委員会(本庁)または各支所
面接(随時)	令和6年3月1日(金)~令和6年4月5日(金) 対面により実施いたします。
決定	令和6年6月上旬開催予定の那賀町奨学金運営委員会に諮り、奨学生を決定いたします。

※申請書類・募集要項は、那賀町教育委員会または各支所窓口配置しております。

問い合わせ先

那賀町教育委員会 TEL 0884-62-1106 IP 050-8810-1106

ひらの図書館だより

新着本を紹介します

※一部だけご紹介いたします。

■ 児童書

おさんぽあかちゃん
ちょっとだけ
花さき山

■ 一般書

高林 麻里 うつ病九段 プロ棋士が将棋を失くした一年間 先崎 学
瀧村 有子 80歳の壁 和田 秀樹
斎藤 隆介 ちょっと今から仕事やめてくる 北川 恵海

■ ひらの図書館

【住所】那賀町平野字妙見前1-1 (旧平野小学校校舎1階)
【開室日】火・木曜日9~16時、第二・四土曜日9~12時 ※祝日はお休み
【メールアドレス】hiranolibrary@gmail.com
※貸出期間は2週間、室内での読書やPCの利用が可能です。
ご来室の際は、事前にご連絡いただくと助かります。(感染症流行のため、臨時休室することがあります。)

100歳
おめでとうございます



松田 シゲミさん
(那賀町中山)
大正13年1月15日 生まれ

誕生日当日は入居されている町内の高齢者施設にてお祝い会が開催されました。ご家族様が見守るなか祝状を受け取り、はきはきとした声でお礼の言葉を述べられました。

日頃はデイサービスでの活動へも積極的に参加し、生き生きと日々を過ごされています。

ご一緒に暮らしている妹様と共に、これからもお元気で長生きしてください。

上那賀地区のみなさんへ

4月の大型ゴミの受付は3月末までです!

上那賀地区の大型ゴミ収集は4月ですが、受付は収集月の前月中までです。
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。

- ・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります(詳しくは窓口または環境課へおたずねください)。
- ・1回の回収で1世帯につき10個まで大型ゴミが出せます。
- ・直接のお持ち込みについてはクリーンセンター(Tel 0884-64-0754)へご連絡ください。

【問い合わせ先】 那賀町役場環境課 TEL 0884-62-1192



令和6年 **1月** **木材市況**
〈相生共販所〉

●売上数量
1,672㎡
(455,202才)

種樹	長さ	径級	平均単価	種樹	長さ	径級	平均単価
杉	3m	10~13	6,000円/㎡	桧	3m	10~13	6,000円/㎡
		14~16	14,500円/㎡			14~16	17,000円/㎡
		18~22	15,000円/㎡			18~22	18,000円/㎡
	4m	10~13	9,000円/㎡		4m	10~13	9,000円/㎡
		14~16	12,000円/㎡			14~16	19,000円/㎡
		18~32	16,000円/㎡			18~22	19,000円/㎡

3月の行政相談開設日

開催日時	相談所	相談委員
3月21日(木)10時~12時	那賀町地域交流センター	西田 整 委員
3月27日(水)10時~12時	相生老人福祉センター	中田 昌一 委員
3月15日(金)13時半~15時半	上 那 賀 支 所	新居 貢 委員
3月14日(木)9時~12時	木沢総合防災センター	猪岡朱美子 委員
3月15日(金)10時~12時	木 頭 文 化 会 館	熊森 末子 委員

3月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。
お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談日: 3月15日(金) 10:00~12:00
相談場所: 木沢支所

ひまわりは
人権の花です。

相談を希望される方は前日までに住民課 (TEL 0884-62-1194) までご連絡ください。

川柳 (あいおい川柳会)

のど自慢 鳴らす鐘にも 思いやり 森 井 ユリ子
聞く耳を 持ち意気投合で なごやかだ 東 村 恵美子
帰省する 子の一声は こけるなよ 西 村 マサエ

短歌 (水の花)

新年に 一年世迎へ 嬉しさに 橘 本 今日喜びに
今年こそ 外出の日を 夢にみて 橘 本 イチエ
時々 妻を誉めては 温め酒 長き夜となる 徳 田 雅生
最後にも 認めらるるに 欠席の 同窓八十路に 原 田 俊江

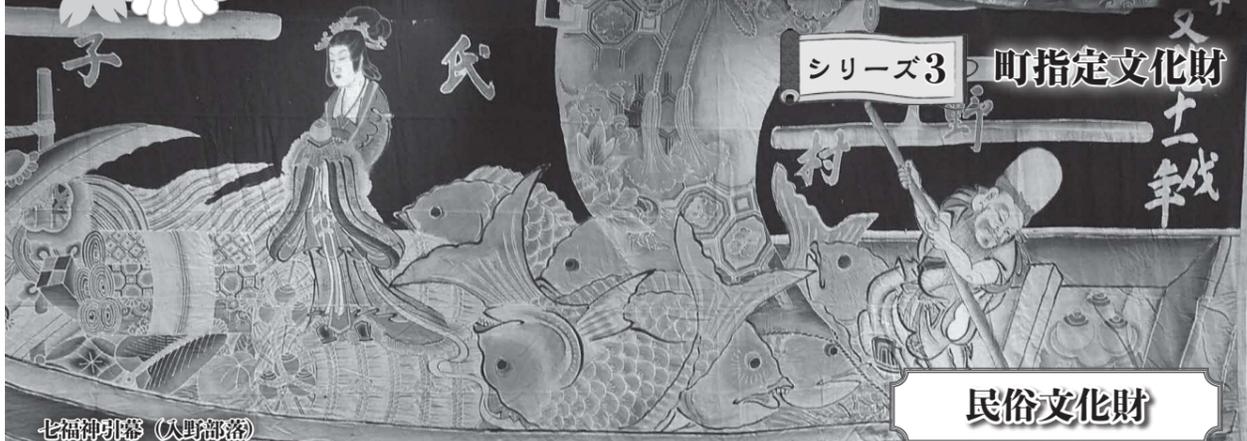
短歌 (流域)

雪のごと はらりと舞へる 切聲に 息に込め吐く 吉 田 文恵
柚子風呂に かつろぐ吾の 眼間を なきことをのみ 和 多 佳子
なべて世は 「功利」に走り 續き来し 郷の手振りも 絶へむとするか 吉 田 道明

那賀町の文化財紹介コーナー

シリーズ3 ▶ **町指定文化財**

民俗文化財



七福神引幕 (入野部落)



農村舞台 (自人神社)



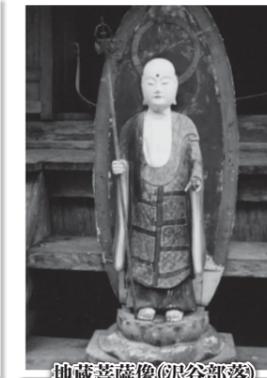
農村舞台他 (槩神社)



罎口 (宇奈為神社)



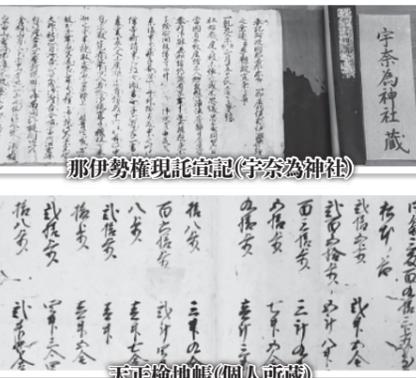
仁王尊像 (黒滝寺)



地藏菩薩像 (浪谷部落)



板碑 (浪谷部落)



那伊勢権現託宣記 (宇奈為神社)



木地皿3枚 (川成部落)



中山盆神踊り (同保存会)

写真にはないが、これらのほかに〔竜水引 (入野部落)〕、〔棟付帳 (坂州部落)〕、〔天正検地帳 (個人蔵)〕が民俗文化財に指定されている。

令和5年度 徳島県中学校ソフトテニス優秀選手



令和5年度徳島県中学校ソフトテニス優秀選手に鷺敷中学校から今仲晃誠さんと初田智哉さんが選出され、県ソフトテニス連盟より表彰されました。

令和5年度 徳島県中学校 剣道優秀選手



令和5年度徳島県中学校剣道優秀選手に木頭中学校から松本奏利さんが選出され、県剣道連盟より表彰されました。

令和5年度 徳島県中学校 軟式野球優秀選手



令和5年度徳島県中学校軟式野球優秀選手に鷺敷中学校から湯浅れみさんが選出され、県軟式野球連盟より表彰されました。

発行・編集 那賀町みらいデジタル課



たていし はなび
立石 花日ちゃん
阿井 (鷺敷)



おがわ あすか
小川 明日香ちゃん
牛輪 (相生)



1歳になるお子様の写真を募集しています

ご提供いただいた写真は広報、CATVにて掲載、放送いたします。

【お問い合わせ先】
那賀町ケーブルテレビ (TEL 0884-64-1123)



妊娠届の受付と母子手帳の交付は 保健センターで行っています。

電話もしくは、インターネットからご予約ください。
(注意) 役場・各支所では受付・交付できません。
妊娠から子育てのご相談については、「那賀町地域子育て世代包括支援センター（保健センター内）」へお気軽にお問い合わせください。



【予約・お問い合せ先】
那賀町子育て世代包括支援センター
(保健センター内)
TEL : 0884-62-3892
所在地：那賀町大久保字大西3-2

那賀町子育てネット

那賀町の子育て情報は「那賀町子育てネット」で検索 ~妊娠・出産・子育て~



〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
TEL(0884)62-1184 FAX(0884)62-1177

印刷 福山印刷(株)